平成 25 年境港管理組合告示第６号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）

改正後全文（最終改正　平成 30 年６月１日境港管理組合告示第６号）

１　入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　平成 28 年境港管理組合告示第 18 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。

（３）　境港管理組合管理者から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者があらかじめ提出しなければならない書類として調達公告で定めるものをいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告で定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）までの期間に含まれていないこと。

（４）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあっては、当該申立てが行われた日から応募期間の末日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

（５）　入札参加者の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に常勤する技術者（以下「常勤技術者」という。）のうちに、次の表の左欄に掲げる業務の種別（以下「業種」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（以下「管理技術者等」という。）及び照査技術者（以下これらを「配置技術者」という。）として、業務の履行期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、現場代理人を除きそれぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

業種	管理技術者等
測量業務	現場代理人
	主任技術者
建築関係建設コンサルタント業務	管理技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	現場代理人
	管理技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者

（６）　県内向け公募型入札の場合に応募条件に付す資格、技術者等は、鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱（平成 19 年８月１日付第 200700043202 号鳥取県県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、配置技術者は、県内の事務所等の常勤技術者であること。

（７）　共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が（１）から（６）までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア　自主的に結成されたものであること。

イ　各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

２　入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

（１）　応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。

ア　限定公募型指名競争入札参加申込書

イ　当該入札に共同企業体として参加する場合にあっては、次に掲げる書類

（ア）当該共同企業体の協定書の写し

（イ）当該共同企業体の各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表者に委任することを証する委任状

ウ　調査基準価格（境港管理組合測量等業務低入札価格調査要綱（鳥取県属地）（平成20年7月1日付。以下「低入調査要綱」という。）第２条第２号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する入札において、入札者が同条第１号に規定する低入札価格調査の対象となったときに同調査に応じる意向がある場合は、低入調査要綱第５条第３号に規定する低入価格調査意向確認書（以下「意向確認書」という。）

エ　その他調達公告に定める書類

（２）　応募書類は、調達公告で定めるところにより、応募期間内の各日（休日を除く。）の午前９時から午後５時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵便又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後５時15分までに到着したものに限り受け付ける。

（３）　応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者（以下「応募者」という。）の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。

（４）　提出された応募書類は、境港管理組合情報公開条例（平成14年境港管理組合条例第２号）第11条に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札及び鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例（平成14年鳥取県条例第68号）に基づき設置される鳥取県建設工事等入札・契約審議会の審議以外の用途に使用することはない。

３　入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。

（１）　入札参加者は、１に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

（２）　当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を境港管理組合のホームページ（http://www.sakai-port.com/）（以下「ＨＰ」という。）に掲載する。

（３）　指名を受けられなかった応募者は、（２）の掲示等の日から４日（休日を除く。）以内に、書面により非指名理由について境港管理組合に説明を求めることができる。

（４）　境港管理組合は、（３）により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から６日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

（５）　予定価格を入札の執行前に公表している測量等業務を指名競争入札に付す場合において、１に掲げる条件を具備する応募者が１者のみの場合は、当該入札を中止する。

４　当該入札は、次に定めるところに従って行う。

（１）　落札決定に当たっては、入札書に記録された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の８を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）　落札者は、予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、その者が次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者とする。

ア　調査基準価格を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ　管理者から資格（指名）停止措置を受けた期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

ウ　その者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき。

（３）　落札者が契約締結の日（議決を要する業務にあっては、議決の日の翌日）までに資格停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者とする。

（４）　当該入札の入札参加者は、入札結果に疑義があるときは、原則として開札日の翌日（休日を除く。）の午後４時までに発注機関に対して書面により当該入札結果に対する説明を求めることができる。

（５）　発注機関は、（４）により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して６日（休日を

除く。）以内に書面により回答するものとする。

（６）　境港管理組合測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成19年12月19日付。以下「成果品重点確認実施要綱」という。）第３条に規定する適用対象業務においては、成果品重点確認価格（成果品重点確認実施要綱第２条第１号に規定する価格をいう。以下同じ。）を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員）は、調達公告に定める特定の資格及び実績を有する常勤技術者（以下「重点配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、重点配置技術者は、当該適用対象業務の他の重点配置技術者若しくは担当技術者又は他の成果品重点確認業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の重点配置技術者若しくは担当技術者と兼務することはできない。また、当該適用対象業務の担当技術者は、他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者と兼務することができない。

（７）　成果品重点価格を下回る価格で入札し落札予定者になった者が、次に掲げる要件の全てを満たす重点配置技術者調書を開札時に提出できない場合は、その者の入札は無効とする。

ア　資格者証等が添付されているものであること。

イ　重大かつ明白な不備がないこと。

ウ　重点配置技術者は、開札時において、他の成果品重点確認業務の重点配置技術者又は担当技術者に選任されているものでないこと。

（８）　落札者が発注業務に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。

（９）　開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めたときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(10)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(11)　当該入札の前に当該入札に関し境港管理組合談合情報対応マニュアルに定める談合情報があった場合は、同マニュアル第２の２の(３)に基づき条件付入札を行う。

(12)　調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札し、意向確認書を提出している者は、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。

(13)　意向確認書を提出していない者が低入札調査要綱に定める低価格入札をした場合、その者のした入札は無効とする。

(14)　入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

５　落札決定後の手続き

（１）入札終了後、落札者（免税業者に限る。）は、落札決定後、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。

（２）契約は建設工事に関する設計、調査及び測量の委託に係る標準書式について（平成 23 年 4 月 28 日付境管第 1063 号）によって行うものとする。

６　入札閲覧設計書に関する質問等

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、ＨＰの画面において閲覧できる。

また、入札閲覧設計書に関する積算条件情報を調達公告に定める質問回答期限までにＨＰの発注図書一覧に追加掲載することがあるので、入札参加者は確認の上、応札すること。

７　応募書類の提出の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

（１）　調達公告は、境港管理組合の掲示板又はＨＰに掲載することにより行う。

（２）　応募書類及び低価格配置技術者調書の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、ＨＰに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

（３）　発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前９時から午後５時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。

（４）　発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。